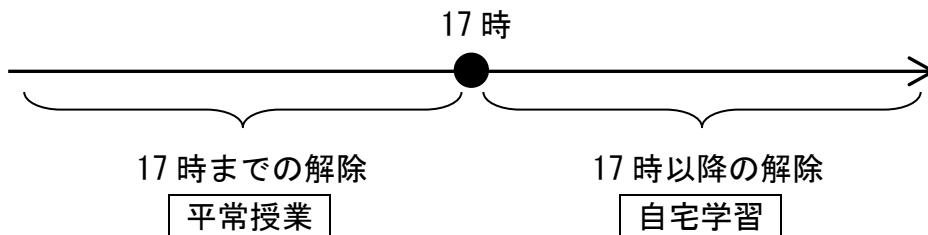


自然災害等への対応

愛媛県立今治西高等学校 定時制課程
(平成 30 年 9 月 30 日改訂)

全員に該当する事項

- 1 登校前において、松山地方気象台から今治市に、次の警報のうち、いずれか一つでも発令されている場合は、生徒は登校準備をして「自宅待機」をする。
「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」・「大雨警報」・「大雪警報」
「洪水警報」・「津波警報」
- 2 今治市以外に上記の警報のいずれかが発令されている場合でも、そこに居住する生徒は同様に「自宅待機」とする。
- 3 自宅から学校までの通学経路において、各自治体による避難情報（「避難準備」・「避難勧告」・「避難指示」のいずれか）が発表されている場合は、登校せず、その指示に従って行動する。
- 4 上記の警報・避難情報が 17 時（午後 5 時 00 分、始業 40 分前）までに解除された場合は、授業の準備をし、安全に十分配慮して登校する。
- 5 上記の警報・避難情報が 17 時（午後 5 時 00 分、始業 40 分前）までに解除されない場合は、自宅で学習する。



- 6 JR 及びバス等公共の交通機関を利用している生徒は、18 時（午後 6 時 00 分）までに公共の交通機関が利用できない場合は、自宅で学習する。
- 7 上記以外の警報及び注意報が発令されている場合は、生徒は安全に配慮して登校する。
- 8 土曜日・日曜日・祝日及び長期休業中における、部活動や各種行事（校外を含む）、学習活動の実施にあたっては、上記 1～7 に準ずるものとする。

三修制生徒に該当する事項

- 9 0 限目を受講している三修制生徒の対応については、以下のとおりとする。
0 限目が実施される日に、上記の警報・避難情報が、16 時（午後 4 時 00 分）までに解除されない場合は、その日の 0 限目は実施しない。